知的財産権強国建設に向けた 2024 年の推進計画が公表

2024 年 5 月 20 日
JETRO 香港事務所

2024 年 5 月 16 日、国家知的財産権強国建設に関する省庁間合同会議[1]弁公室（国家知识产权强国建设工作部际联席会议办公室）が「**2024 年知的財産権強国建設推進計画**」（2024 年知识产权强国建设推进计划[2]）を公表した。

本推進計画は「**知的財産権強国建設綱要**」[3]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）及び「**“十四五”知財保護運用計画**」[4]（2021 年 10 月 国務院）の実施に向けて、2024 年の重点任務と作業措置を明確にすることを目的として策定されたものである。

7 つのカテゴリー、110 項目で構成されているところ、以下で一部を紹介する（詳細については別紙の仮訳を参照されたい）。

一．知財権制度の改善

商標法改正の推進（項目 1）、不正競争法改正の推進（項目 3）、SEP 分野の独占禁止ガイドラインの制定・公布（項目 3）、データ知財権保護規則の建設推進（項目 17）、インターネット分野の知財権保護規則の改善（項目 18）、等々。

二．知財権保護の強化

反独占民事訴訟に関する司法解釈の発表（項目 25）、悪質な知財訴訟を処罰する特別作業の定期的な実施（項目 28）、商業秘密侵害罪の厳重な処罰（項目 29）、「知的財産権保護体系建設プロジェクト実施方案」の導入（項目 46）、海外知的財産権紛争対応指導センターの海外サブセンター設置の継続推進（項目 51）、等々。

三．知財市場運営メカニズムの改善

---

1 中央宣伝部や最高人民法院、国務院傘下の省や委員会を含む 29 単位から構成される合同会議。国家知的財産戦略を深く実施し、知的財産強国の建設を加速することを目的として、国務院の指導の下、国家知識産権局（CNIPA）がリード単位となり開催されている。
https://www.cnipa.gov.cn/col/col1408/index.html

2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/16/art_75_192497.html

3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm

4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm

専利・商標審査の質と効率の継続的向上（項目 54)、快速審査の規模拡大（項目 54)、専利導航の深い推進（項目 55)、重点分野のパテントプール建設の支持（項目 55)、AI やグリーン技術等の重点デジタル技術の専利について統計監視の強化（項目 56)、専利・商標・著作権代理の品質監視と信用評価メカニズムの改善（項目 57)、専利転化運用特別計画の深い実施（項目 60)、専利集約型製品の認定に関する国家標準の制定加速（項目 62)、科学技術成果の専利出願前評価及び情報開示制度の確立に向けた各大学への指導（項目 64)、中小企業の成長のための専利産業化計画の実施（項目 66)、中小企業の産業知財権運営センターの建設支持（項目 67)、知的財産権金融エコ総合試験区の建設模索（項目 75)、知財権証券化モデルの革新（項目 76)、等々

四．知財権公共サービスの向上

知財公共サービス普遍化プロジェクトの徹底的な実施（項目 78)、国家知財保護情報プラットフォームの建設加速（項目 79)、国家知財担保情報プラットフォームに知財金融サービス商品を多数導入（項目 85)、等々

五．知財権に関する人的・社会的環境の整備

世界知的所有権の日等を通じた知財宣伝強化（項目 87)、税関の知財保護に関する宣伝活動実施（項目 90)、知財分野のハイレベル専門技術人材の育成・訓練強化（項目 92)、知財関連の学科・専攻の建設推進（項目 93)、等々

六．グローバルな知財ガバナンスへの参加深化

中米欧日韓の五つの知財庁での協力メカニズム調整の積極的推進（項目 95)、WTO 等の多国間プラットフォームにおける関連問題の議論に積極参加（項目 96)、二国間交流・協力の深化（項目 96)、「一帯一路」の知財権に関する国際交流の深化（項目 97)、等々

七．組織保障の強化

「綱要」「計画」の実施状況のモニタリング・評価（項目 105)、知財強国建設の第三陣の典型事例の収集・推進（項目 106)、知財強国建設発展の年次報告書の作成（項目 110)、等々

（以上）

（別紙）

（仮訳）2024 年知的財産権強国建設推進計画

中国共産党中央委員会及び国務院が発布した「知的財産権強国建設綱要（2021-2035 年）」（以下、綱要という）及び国務院が発布した「第 14 次 5 か年計画」国家知的財産権保護および運用計画」（以下、計画という）を実施するため、知的財産権強国戦略をより深く実施し、知的財産権強国建設を加速し、2024 年の重点任務と作業措置を明確にするため、本計画を策定した。

一、 知的財産権制度の改善

（一）知的財産関連法規の改善

1. 「中華人民共和国商標法」及び「中華人民共和国商標法実施条例」の改正を推進する。 国家知識産権局行政再審条例の改正を完成する。集積回路のレイアウト設計の保護条例」の改正の実証を行う。 (担当：国家知識産権局)

2. 「中華人民共和国著作権法実施条例」及び「著作権集団管理条例」の改正を推進する。 民間文学・芸術作品著作権保護条例」の制定を推進する。 (担当：中央宣伝部)

3. 「中華人民共和国不正競争法」の改正を推進する。「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」を制定・公布する。「公正競争審査条例」の公布を推進する。 (担当：市場監督管理総局)

4. 「中華人民共和国植物新品種保護条例」の改正を推進する。 (担当：農業農村開発部、国家林業草地局)

5. 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分の管理に関する条例の起草を検討する。(担当：生態環境部)

6. 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の改正を検討する。 (担当：税関総署)

7. 「中医薬伝統知識保護条例」の立法化を推進する。 (担当：国家中医薬管理局、国家衛生委員会、国家知識産権局)

8. 「国防専利条例」の改正を加速する。 (担当：中央軍事委員会装備開発部、国家国防科学工業局)

（二）知的財産権に関する主要政策の改革と改善

9. 「知的財産権分野における中央政府と地方自治体の財政権限と支出責任の分担に関する改革方案」の実施を推進する。 (担当：財政部、国家知識産権局、中央宣伝部等)

10. 中央と地方の協調を強化し、商標審査協力の評価・査定メカニズムを確立する。(担当：国家知識産権局)

11. 「著作権産業の質の高い発展に関する指導意見」を制定し、公布する。 (担当：中央宣伝部)

12. 「作品自主登録暫定弁法」を改正し、全国統一的な著作権登録情報サービスプラットフォームを構築し、登録・申告制度を改善する。 (担当：中央宣伝部)

13. 財政支援科学研究プロジェクトにおいて形成された知的財産権の申告制度を確立し、改善する。 (担当：国家知識産権局、科学技術部、財政部、国家国防科学工業局、中央軍事委員会装備発展部、国家自然科学基金会)

14. 「国家自然科学基金助成プロジェクト研究成果管理弁法」を改正する。 (担当：国家自然科学基金会)

15. 「中国の生物多様性保護戦略と行動計画（2023-2030 年）」の更新と公表。(担当：生態環境部)

16. 実質的派生品種制度の実施促進を加速し、制度の実施に向けた準備を進める。(担当：農業農村部、国家林業草地総局で役割分担)

（三）新興分野および特定分野における知的財産権規則の改善

17. データ知的財産権保護規則の建設を深く推進する。(担当 :国家知識産権局、中央宣伝部）

18. インターネット分野における知的財産権保護規則を改善する。 (担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、市場監督管理総局、国家知識産権局が役割分担）

19. 放送、テレビ、オンライン視聴覚サービス分野におけるデジタル著作物の著作権管理サービス認証の実施を引き続き推進し、自主的なデジタル著作物の著作権保護基準の大規模な展開と適用をさらに推進する。 (担当：広電総局）

20. 文化観光分野における知的財産権のさらなる強化について検討し、ガイドラインを策定する。 (担当：文化観光部、市場監督管理総局）

21. 中医薬伝統知識プロジェクトの収集・整理、中医薬伝統知識申告プロジェクトの審査・評価を展開する。 「国家中医薬伝統知識保護データベースへの登録および代表リスト公表のための暫定措置」の策定を加速する。 (担当：国家中医薬局）

二、知的財産権保護の強化

（一）知的財産権の司法保護の強化

22. 国家レベルの上訴審理メカニズムの改革をさらに深化させ、専門的裁判制度の建設を強化する。 (担当：最高人民法院）

23. 知的財産権の「三合一」裁判メカニズムの改革を全面的に推進し、関連規範文書を研究・制定する。 (担当：最高人民法院)

24. 知的財産権裁判関連法に合致した知的財産権特別手続法の検討を加速する。(担当：最高人民法院)

25. 反独占民事訴訟に関する司法解釈を発表し、独占紛争案件を適切に審理し、人民法院における反独占・反不正競争に関する典型的な案件を発表する。 (担当：最高人民法院)

26.「知的財産権侵害の刑事事件処理における法適用に関する若干の問題の解釈について」を制定する。 (担当：最高人民法院、最高人民検察院)

27. 知的財産権事務の全面的な執行を深化させ、専門化の建設を絶えず推進し、知的財産権検察の機構を改善し、刑事、民事、行政、公益訴訟における知的財産権検察の機能を全面的に発揮する。(担当：最高人民検察院)

28. 知的財産権に対する悪質な訴訟を処罰する特別な作業を定期的に実施し、知的財産権の濫用や虚偽の訴訟行為に対する監督を強化し、発生源でのガバナンスを促進するための特別な作業を定期的に実施する。 (担当：最高人民検察院)

29. 高水準の科学技術の自立自強に奉仕し、「検察保企」特別行動を実施し、法に基づき商業秘密侵害罪を厳重に処罰し、重点核心技術および新興産業の分野における知的財産権の保護を絶えず強化する。 (担当：最高人民検察院)

30. 知的財産権の検察専門家の事件処理を補助する制度を改善し、専門家による論証、技術調査官、招聘検察官補助員などの仕組みを定期的に実施し推進する。(担当：最高人民検察院)

31. 「崑崙 2024」特別行動を組織・実施し、法律に基づいて各種類の知的財産権侵害犯罪を取り締まり、重点分野の取り締まりと是正を強化し、重大かつ大規模な事件をリストアップし監督する。 (担当：公安部)

（二）知的財産権の行政的保護の強化

32. 商標、専利等に関する法執行業務の専門指導を強化する。行政による専利裁決業務を強化する。 (担当：国家知識産権局)

33. 「新時代における知的財産権法執行の強化に関する意見」の実施を促進し、「守護知識産権」特別法執行行動を組織して実施し、知的財産権の全チェーンに対する法執行メカニズムの構築に関するパイロットプロジェクトを推進する。 (担当：市場監督管理総局)

34. 「著作権行政法執行指導意見」を研究・制定し、著作権執行能力を高める計画を実施する。 著作権監督メカニズムを革新し、ニューメディア産業の著作権監督を強化する。 著作権集団管理組織の監督指導を強化する。 (担当：中央宣伝部)

35. インターネット海賊版撲滅特別行動「剣網 2024」、青少年著作権保護季行動、映画フィルムの海賊版録画・頒布撲滅のための特別是正措置、文化的・創造的製品の知的財産権保護のための特別行動を組織し実施する。 (担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、文化観光部、広電総局で役割分担)

36. オンラインプラットフォームが主な責任を果たすよう継続的に監督し、知的財産権関連コンテンツの審査能力を向上させ、知的財産権に関する違法・不正な情報及びアカウントを法律に従って処分する。 (担当：中央インターネット情報弁公室、市場監督管理総局)

37. 営業秘密保護の革新に関する全国的な試行作業を進める。 第二回「企業の営業秘密保護能力向上サービス月間」を組織して実施する。 (担当：市場監督管理総局)

38. 重点分野・業界の市場競争状況の評価を組織して実施し、知的財産権の濫用による競争排除・制限の監督・執行を強化し、知的財産権分野の反独占の定期的な監督・執行を推進する。 (担当：市場監督管理総局)

39. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムの効果的な運営を促進し、医薬品専利紛争早期解決メカニズムの下で、法律に基づき、案件の行政裁決業務を適切に行う。(担当：国家知識産権局、国家薬品監督管理局で役割分担)

40. 種子産業における知的財産権の保護を継続的に強化し、模倣やブランド侵害などの違法行為を取り締まる。 技術支援能力の建設を強化し、DNA 分子指紋データベースを改善し、品種 ID 管理の推進を模索する。 (担当：農業農村部)

41. 重要分野、主要なつながり、リスクの高いルートについて、税関による知的財産権保護のための特別行動を組織し、国境を越えた電子商取引や市場調達等の新しいビジネスに対する税関による知的財産権保護を強化し、知的財産権に関する税関と企業との間の連絡メカニズムを改善し、中小企業に対する知的財産権保護に関する個別指導とサービスを強化する。 (担当：税関総署)

42. ソフトウェアの正規品作業を引き続き深化させる。 (担当：中央宣伝部、工業情報化部、国家管理局)

43. 送付経路の安全の総合的な管理を深化させ、模倣品・粗悪品を送る違法行為を取り締まり、最新の情報技術を利用して監督能力を高める。 (担当：国家郵政局)

（三）知的財産権の協同保護パターンの改善

44. 知的財産権保護に関連する業務を平和と安全の構築のための評価・査定システムに引き続き組み入れ、評価指標および評価メカニズムを継続的に改善する。(担当：中央政法委)

45. 行政執行と司法保護、部門・地域横断的な法執行協力の接点を強化する。(担当：中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、農業農村部、文化観光部、税関総署、市場監督管理総局、国家知識産権局、国家林業草地総局で役割分担)

46. 「知的財産権保護体系建設プロジェクト実施方案」を導入し、高水準の国家知識産権保護模範区を建設し、知的財産権保護センターおよび快速維権センターのネットワーク配置を着実に推進する。 (担当：国家知識産権局)

47. 「著作権の協同保護の強化に関する意見」を検討、制定する。 (担当：中央宣伝部と最高人民法院で役割分担)

48. 「知的財産権の協同保護の深化及び知的財産権の法治保障の強化に関する意見」の発表。 (担当：国家知識産権局、司法部)

49. 引き続き知的財産権紛争の多元的な解決を促進し、知的財産権紛争の調停組織および仲裁機関の建設を強化し、知的財産権訴訟と仲裁および調停をうまくドッキングさせる。 知的財産権紛争仲裁の改善について研究して意見を起草する。(担当：中央宣伝部、司法部、国家知識産権局、中国貿易促進委員会で役割分担)

50. 知的財産権分野の信用監督を強化し、知的財産権分野の重大な信用失墜リストの管理制度の改善を推進する。 知的財産権分野における企業関連情報の収集を継続的に推進する。 (担当：中央宣伝部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、市場監督管理総局、国家知識産権局で役割分担)

51. 海外知的財産権紛争対応指導のネットワークを改善し、出先機関を基礎として、主要貿易国（地域）において海外知的財産権紛争対応指導センターの海外サブセンターの設置を継続的に推進する。 (担当：国家知識産権局、中国貿易促進委員会)

52. 中国知的財産権保護ネットワークがサービスを提供する企業に対し、海外での知的財産権維権能力およびリスク予防・対応能力の向上を指導する。 (担当：商務部)

53. 法律に基づき、国家安全に関わる知的財産権の移転行為を管理する。 (中央宣伝部、科学技術部、農業農村部、商務部、国家知識産権局、国家林業草地管理局で役割分担)

三、知的財産市場運営メカニズムの改善

（一）知的財産権創造の質の向上

54. 専利・商標審査の質と効率を絶えず向上させ、快速審査の規模を拡大し、戦略的新興産業の発展を支持し、審査業務におけるビッグモデル技術の応用を探求する。 (担当：国家知識産権局)

55. 産業知的財産権でチェーンを強化し効率を高めるプロジェクトを実施し、知的財産権の業務制度を改善し、重点核心技術の研究開発をサポートし、専利導航を深く推進し、重点分野のパテントプール建設を支持する。 (担当：国家知識産権局、国家発展改革委員会、工業情報化部、市場監督管理総局)

56. デジタル経済の核心産業と人工知能、グリーン技術などの重点デジタル技術の専利の統計監視を強化する。 グリーン技術、未来産業の発展を支える専利の重要な役割を十分に発揮し、新領域、新分野の開拓を推進し、新たな質の高い生産性を創出する。 (担当：国家知識産権局)

57. 専利、商標、著作権代理の品質監視と信用評価メカニズムを改善し、品質重視の代理サービス入札ガイドラインを導入し、代理機関サービスの品質とレベルの向上を促進し、非正常専利出願代理及び悪意のある商標出願代理の行為に対するガバナンスの成果を集約する。(担当：中央宣伝部、国家知識産権局で役割分担)

58. 高価値専利の育成を中心とした知的財産権管理システムを構築する。大型プロジェクトの知的財産権の全過程管理メカニズムを構築し、技術革新度が高く、核心競争力が強い高価値専利と専利ポートフォリオを数多く育成する。 (担当：科学技術部、国家知識産権局、中国科学院で役割分担)

59. 植物新品種の権利の受理と審査のプロセスを最適化し、オンライン申請・審査システムを改善し、認可の効率を高める。 森林・イネ科植物新品種の試験制度の建設を推進し、森林・イネ科植物新品種の審査委員会制度の改善を推進する。(担当：農業農村部、国家林業草地局で役割分担)

（二）知的財産権の統合的運用の強化

60. 専利の転化と運用に関する特別行動を深く実施し、専利の産業化を目標に、大学や科学研究機関の専利ストックを全面的に整理して活性化し、高価値専利と企業との的確なマッチングや転化の加速化を推進する。(担当：教育部、科学技術部、工業情報化部、農業農村部、国家衛生委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局、中国科学院で役割分担)

61. 専利集約型産業を積極的に育成・発展させる。専利集約型産業の付加価値の算出と公表を行う。中国著作権産業の経済貢献率に関する調査を実施し、地方が著作権産業に関する調査を行うことを奨励・支持し、著作権指標の統計制度を改善する。 (担当：中央宣伝部、国家統計局、国家知識産権局で役割分担)

62. 専利集約型製品の認定に関する国家標準の制定を加速する。 （担当：市場監督管理総局、国家知識産権局で役割分担)

63. 「百校千校」の高価値専利の育成と転化の行動の実施を深化させ、大学の知的財産権の全プロセス管理メカニズムを改善し、各大学に対して科学技術成果の専利出願前評価及び情報開示制度を確立するよう指導する。 (担当：教育部、科学技術部、国家知識産権局で役割分担)

64. 科学技術成果の評価改革のための試行プロジェクトや、科学技術成果の研究者への所有権や長期使用権を認める試行プロジェクトを深く実施する。 科学技術成果の転化のための年次報告制度の実施を推進する。 (担当：教育部、科学技術部、財政部、国家知識産権局、中国科学院で役割分担)

65. 科学技術成果に関する情報交換メカニズムを継続的に改善し、国家科学技術プログラムの成果ライブラリーを構築・改善し、資金援助による形成された未分類の科学技術成果に関する情報の公開・共有を促進する。 全国的に統一され、相互接続された技術取引市場の建設を推進する。 (担当：科学技術部、工業情報化部で役割分担)

66. 中小企業の成長のための専利産業化計画を実施し、重点企業の専利産業化のニーズに対応し、特別政策とサービス資源を的確にマッチングさせ、企業の急速な発展・成長を支援する。 (担当：国家知識産権局、工業情報化部、中国人民銀行、金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会)

67. 中央企業が産業知的財産権運営センターを建設することを支持し、産業チェーンの上流と下流を指導して専利の転化と運用を共同で実施する。中央企業の専利評価制度を絶えず最適化し、専利の転化と運用の方向性を強化する。 (担当：国務院国有資産監督管理委員会、国家知識産権局)

68. 専利開放許可制度を全面的に実施し、大学、研究機関、企業が積極的に参加するよう指導する。 専利権の移転登録の作業メカニズムを改善する。専利のオープンソース化を奨励する。 (担当：国家知識産権局、教育部、工業情報化部、中国科学院)

69. 商標・ブランドの価値向上行動と地理的表示の地方活性化行動を深く実施する。 (担当：国家知識産権局、農業農村部)

70. 高い水準の病院の臨床研究及び成果転化能力を高める試行を着実に実施する。(担当：国家衛生健康委員会)

71. 中国科学院傘下の単位における知的財産権標準化作業を着実に推進する。(担当：中国科学院)

72. 地方と共同で先端技術成果転化センターの設立を推進する。 (担当：国家国防科学工業総局)

73. 知的財産権サービスクラスターと知的財産権サービス輸出基地の建設を推進し、自由貿易試験区が国際的な高水準の経済貿易規則とドッキングすることを支持し、制度革新の成果を促進する。 (担当：商務部、国家知識産権局)

（三）知的財産権の市場化運営の促進

74. 全国知的財産権運営サービスプラットフォーム体系の相互接続と開放共有を促進する。 (担当：国家知識産権局）

75. 知的財産権金融エコ総合試験区の建設を模索する。知的財産権抵当融資サービスの革新を強化し、銀行が知的財産権抵当融資の内部審査方式を探求するよう指導し、知的財産権に適した融資保証商品の研究開発を指導する。法律遵守を前提に信託業界が知的財産権信託業務を積極的に発展するよう指導する。知的財産権保険商品及びサービスの最適化を指導する。 (担当：中央宣伝部、中国人民銀行、金融監督管理総局、国家知識産権局で役割分担)

76. 知的財産権の証券化モデルを革新し、業務監督制度を改善し、科学技術企業に知的財産権の証券化モデルによる融資を奨励する。上場企業の知的財産権情報開示に対する日常的な監督を強化する。(担当：中国証券監督管理委員会、中央宣伝部、国家知識産権局）

77. 著作権の実演と創作活動を行う。国家著作権取引センター（取引基地）の専門的かつ標準的な建設を指導し、国家著作権革新発展基地の業務と規模を拡大する。地方著作権展覧会の授権取引システムの建設を推進する。 (担当：中央宣伝部）

四、知的財産公共サービスの向上

（一）知的財産権公共サービスの提供強化

78. 知的財産権公共サービス普遍化プロジェクトを徹底的に実施し、知的財産権公共サービス制度の建設と秩序ある発展を調整し、公共サービスの等級と分類に関するガイドラインを制定する。知的財産権公共サービス標準化都市の第二陣の建設を開始する。 (担当：国家知識産権局)

79. 国家知的財産権保護情報プラットフォームの建設を加速する。知的財産権データの供給を継続的に増加させ、新分野・新産業を中心とした専利テーマ別データベースを多数構築する。独立管理型の知的財産権データベースの構築をさらに支持する。 (担当：国家知識産権局)

80. 中国の著作権保護ビッグデータサービスプラットフォームの建設を加速し、「ブロックチェーン＋著作権」の応用を促進する。 (担当：中央宣伝部)

81. 知的財産権データの分析と応用を強化し、ビッグデータ技術のマイニングを探求し、知的財産権をコア指標とする科学イノベーション型企業の総合評価体系を形成し、科学イノベーション型企業の発展を的確にサポートする。 (担当：国家発展改革委員会、国家知識産権局)

82. 文化観光分野の知的財産権に関する公共情報サービスプラットフォームの構築を推進する。文化観光分野におけるデジタル著作物の著作権の収集・寄贈を実施する。 (担当：文化観光部)

83. 知的財産権公共サービスの応用シナリオを充実させ、専利情報資源システムを有効に利用し、「科学イノベーション中国」の知的財産権関連活動を展開し、草の根の応用力を高める。 (担当：中国科学技術協会)

（二）知的財産公共サービスの有効性向上

84. 世界銀行のビジネス・グローバル・アセスメントにおいて知的財産権に関連する業務を着実に行う。 (担当：国家知識産権局、中央宣伝部)

85. 国家知的財産権担保情報プラットフォームにより多くの知的財産権金融サービス商品を導入し、プラットフォームのサービス能力を拡大する。 (担当：中央宣伝部、国家発展改革委員会、金融監督管理総局、国家知識産権局で役割分担)

86. 認定品種の形質解説データベースを構築し、このデータベースを「森林・イネ科植物新品種保護管理システム」に組み込んで試行運用する。 (担当：国家林業草地総局)

五、知的財産権のための良好な人的・社会的環境の整備

（一）知的財産権の文化的概念の積極的な推進

87. 世界知的所有権の日、世界図書・著作権の日、全国知的財産権宣伝週間、国際著作権フォーラムなどの大規模な活動を組織する。中国輸出入商品交易会、広州交易会、サービス貿易交易会、ボアオ・アジアフォーラム、チェーンフェアなどのプラットフォームを通じて、知的財産権の宣伝を強化する。知的財産権宣伝業務のパターンを絶えず改善し、知的財産権政策の解釈と世論誘導を強化し、新しいメディアプラットフォームを構築し、中国の知的財産権をしっかりと伝えていく。（担当：中央宣伝部、中央インターネット情報弁公室、外交部、商務部、広電総局、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会で役割分担）

88. 関係部門の法律普及の責任に知的財産権に関する法治広報を含めるよう推進し、中国の「一网两微一端」及び法執行のための全国ニューメディアマトリックスを十分に利用して法治広報を行う。 (担当：法務省)

89. 全国科学普及の日、全国知的財産権宣伝週間等の重要な節目を十分に利用して、知的財産権の普及活動を行い、科学普及の中国情報化プラットフォームを利用して、知的財産権科学普及資源の全メディアによる普及を強化する。 (担当：科学技術部、中国科学技術協会)

90. 税関の知的財産権保護に関する一連の宣伝活動を行い、2023 年における中国税関の知的財産権保護の現状と典型事例を公表する。税関知的財産権保護展示センターの役割を十分に発揮し、機能的な配置を最適化し、知的財産権の税関保護「云展厅」を設置する。 (担当：税関総署)

（二）知的財産権の事業発展基盤の強化

91. 高水準の知的財産権の強省、強市、強企業の建設を促進する。 (担当：国家知識産権局)

92. 専門技術人材の知識更新プロジェクトの実施を深化させ、知的財産権分野におけるハイレベルの専門技術人材の育成と訓練を強化する。知的財産権人材の評価制度を改善し、知的財産権分野の専門弁護士チームの建設を強化する。(担当：中央宣伝部、司法部、人力資源社会保障部、国家知識産権局で役割分担)

93. 新たな学位認可審査、自主審査、動的調整等の方式を通じて、知的財産権関連の学位認可ポイントを追加し、知的財産権関連の学科と専攻の建設を促進する。知的財産権関連の職業教育のための国家オンライン高品質コースと国家計画教材の建設を推進する。 (担当：教育部)

94. 知的財産権に特化したシンクタンクの建設を加速し、理論的・実務的な重大課題の研究を強化する。 (担当：中央宣伝部、教育部、国家知識産権局、中国科学院で役割分担)

六、グローバルな知的財産権ガバナンスへの参加の深化

95. 中国、米国、欧州、日本及び韓国の五つの知的財産権局の協力メカニズムの調整を積極的に推進する。（担当：国家知識産権局)

96．WTO、APEC 及びその他の多国間プラットフォームにおける関連問題の議論に積極的に参加し、EU、日本、ロシア、スイス等の貿易パートナーとの経済貿易分野における知的財産権に関する二国間交流・協力を深め、「地理的表示の保護及び協力に関する中国・EU 協定」の実施及び自由貿易協定における知的財産権に関する交渉を引き続き推進する。（担当：商務部、中央宣伝部、国家知識産権局）

97．「一帯一路」の知的財産権に関する国際協力を深化させ、第 3 回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議を開催し、より実践的な協力プロジェクトの実施を計画する。 (担当：国家知識産権局、中央宣伝部、外交部、商務部）

98．「伝統文化表現の保護に関する条約」や「放送機関の保護に関する条約」等の国際条約について実質的な協議を行う。「視聴覚的実演に関する北京条約」や「マラケシュ条約」等の著作権に関する主要な国際条約を着実に実施する。（担当：中央宣伝部、文化観光省）

99．放送、テレビ、視聴覚ネットワーク分野におけるデジタル著作物の著作権保護のための技術ブランドと技術基準の国際化を推進し、放送、テレビ、視聴覚ネットワーク分野におけるデジタル著作物の著作権保護技術の海外普及と応用を強化する。（担当：中央宣伝部、広電総局で役割分担）

100．多国間法執行協力メカニズムに依拠し、国境を越えた主要な侵害・偽造犯罪に関する海外の法執行当局との連絡及び協力を強化する。主要なチャネルとしてのインターポールの役割を十分に発揮し、インターポールが組織する共同法執行活動に積極的に参加する。 (担当：公安省）

101．既存の二国間税関協力メカニズムの計画を実施し、知的財産保護に関する作業部会の会議を招集し、 世界税関機構等の多国間枠組みにおける国際的な知的財産権問題に積極的に参加する。 (担当：税関総署）

102．発展途上国の発展計画と実際のニーズに照らして、知的財産権分野の人材育成協力を行う。 (担当：国家知識産権局、国家国際発展協力庁で役割分担)

103．知的財産権の海外情報サービスプラットフォームの建設を強化し、早期警告情報をタイムリーに発表し、重点分野と主要リンクの企業にサービスを提供し、リスク調査と権利擁護の指導を行う。中国企業が米国の「337 調査」に対応するよう積極的に指導する。 (担当：商務部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会で役割分担)

104．杭州で開催される国際知的財産保護協会（AIPPI）の 2024 年世界知的財産権会議の準備作業を着実に進め、2024 年グローバルビジネスと法治に関するカンファレンス、知的財産に関する国際ビジネスフォーラム等の知的財産権テーマ別フォーラムを準備し、非政府国際知的財産権組織との交流と協力を強化する。(担当：中国国際貿易促進委員会)

七、組織保障の強化

105．「綱要」と「計画」の実施状況を毎年モニタリングして評価し、指標・データの統計的モニタリングを強化し、業務実施状況の監督・検査を実施する。(担当：合同会議弁公室、合同会議構成単位)

106．知的財産権強国建設の第三陣の典型事例を収集して推進する。 (担当：合同会議弁公室)

107．知的財産権強国建設に関する専門家諮問委員会及び国家知的財産権戦略実施のための研究基地の役割を十分に発揮し、政策協議と研究支援を強化する。(担当：合同会議弁公室)

108．関連税制優遇措置を実施して微調整を行い、管理及びサービス措置を絶えず最適化し、知的財産権強国建設に有利な税制環境を構築する。(担当:財政部、国家税務総局で役割分担)。

109．国家の関連規定に基づいて、知的財産権強国建設に顕著な貢献をした先進的な団体と個人を表彰して褒賞する。 (担当：合同会議弁公室)

110．知的財産権強国建設の発展に関する年次報告書を作成する。 (担当：合同会議弁公室)

複数の部門が上記の各業務を担当する場合、最初に記載された部門が主導部門であり、その他の部門は参加部門である。